

令和5年度 第4回
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会
資料

日時 : 令和6年1月18日(木) 18:30~20:30

場所 : 市役所本庁舎 6階 611・612・613 会議室

目次	ページ
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿	……1
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例	……2
高齢者保健福祉計画の施策体系	……4
報告・協議事項	
1 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画	……5
(令和6～8年度)の素案について	別紙資料1
別紙資料	
1 高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)	
素案	
2 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金	

高知市高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和8年3月31日

※大畑委員は令和5年7月12日～

	所属	役職等	委員氏名
1	国立大学法人高知大学	教授	安田 誠史
2	一般社団法人高知県作業療法士会	会長	浅川 英則
3	一般社団法人高知市医師会	理事	植田 一穂
4	一般社団法人高知市歯科医師会	会長	宮川 慎太郎
5	公益社団法人高知県栄養士会	会長	新谷 美智
6	公益社団法人高知県薬剤師会	高知市薬剤師会会長	植田 隆
7	公益社団法人高知県理学療法士協会	会長	大畑 剛
8	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	局長	藤原 好幸
9	公益社団法人 認知症の人と家族の会高知県支部	代表	楠木 司
10	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦
11	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	川田 麻衣子
12	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代
13	高知市居宅介護支援事業所協議会	理事	森田 誠
14	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	公文 康俊
15	高知市老人クラブ連合会	副会長	北代 俊雄
16	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	常務理事	池内 章
17	特定非営利活動法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
18	公募委員		小笠原 育子
19	公募委員		西村 敦司
20	公募委員		藤田 千夏

●高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 47 号)

(設置)

第1条 高知市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)及び高知市介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進の方策に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の見直しに関すること。
- (5) 高齢者保健福祉計画と介護保険計画との調和に関すること。
- (6) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第3号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

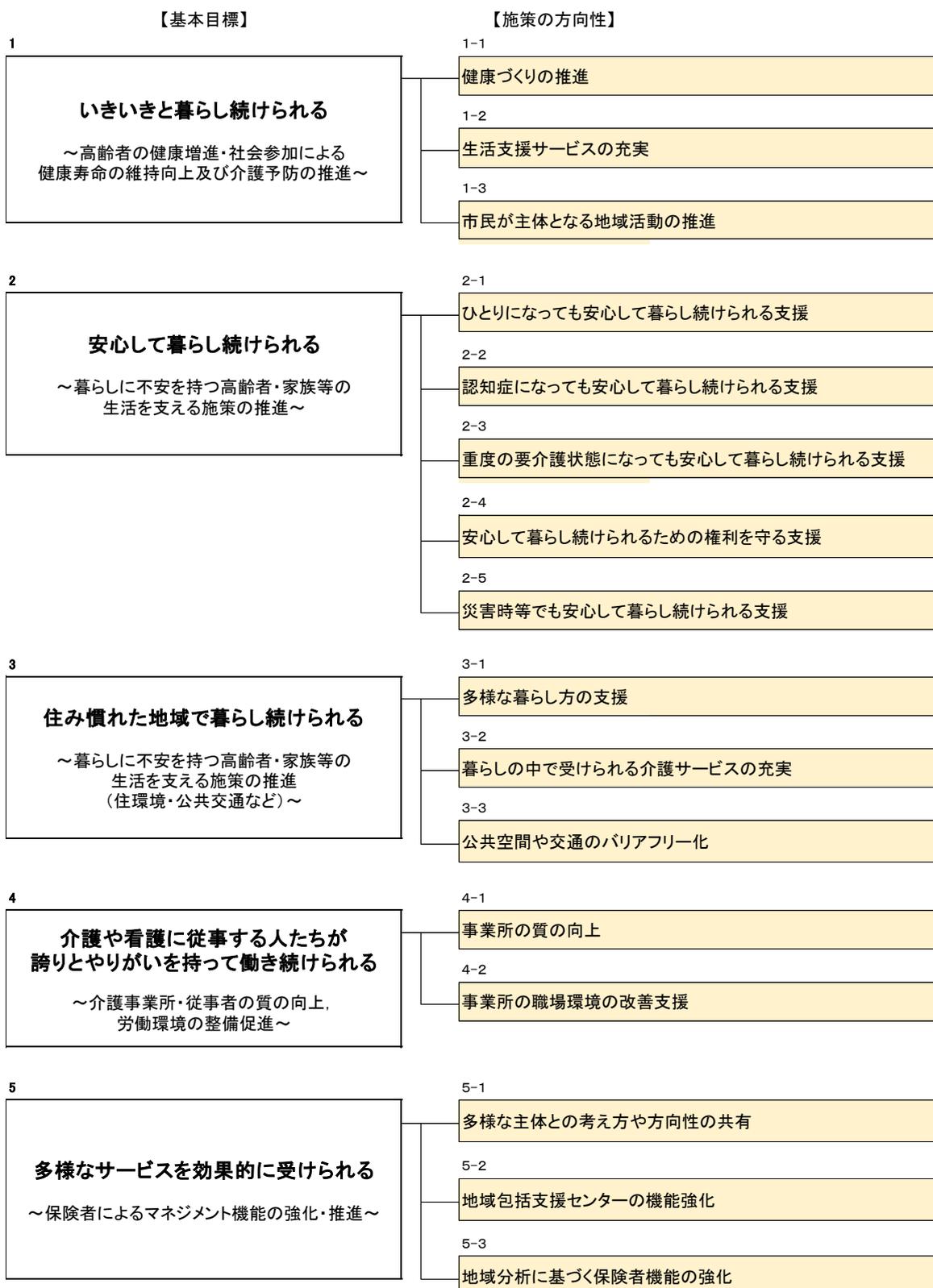
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(高知市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱(平成6年7月26日制定)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。)は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

● 高齢者保健福祉計画の施策体系

基本理念 : 『 ちいきぐるみの支え合いづくり 』



報告・協議事項

1 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の素案について

- **別紙資料1**をご覧ください。
- 第3回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会後に修正した主な内容については、次頁以降に記載していますので、ご参照下さい。

高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）

素案の主な修正点について

内容	該当頁	修正内容
第2章 第2節	P15～ 24	令和5年9月末時点を基本として、算出できる数値に修正しています。 なお、令和5年度の事業実施が終了している場合は、令和5年度又は3年間の実績値を記載しています。
第3章 第1節	P57	「5 多様なサービスを効果的に受けられる」最後の段落に記載している「高齢者の自立支援」については、高齢者自身も関係者も「高齢者の自立支援」についての考え方を理解し、多様なサービスを効果的に受けることができるよう啓発していく必要があります。 そのため、「高齢者や関係者が」を追記し、「保険者として介護保険施策を推進するためには、 <u>高齢者や関係者が</u> 高齢者の自立支援についての考え方を理解し、…」に修正しています。
第3章 第2節	P59	高知市がめざす地域包括ケアシステムの姿(イメージ図)を修正 中心に「 <u>住まい</u> 」を追記し、生活を支える医療の枠内に「 <u>在宅医療</u> 」を追加しています。
第4章 1-1 健康づくり・介護 予防の推進	P67	タイトル下の文章3段落目を修正 「フレイル状態にある(中略)本市でも、 <u>令和3年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでいます。</u> 」 ↓ 「フレイル*状態にある(中略)本市でも、 <u>生活習慣病の重症化リスクの高い高齢者や健康状態の把握ができていない人に対して医療専門職の家庭訪問による受診勧奨・健康指導等に取り組んでいきます。</u> 」
第4章 1-2 生活支援サービスの充実	P71	事業等内容の「第1層協議体の開催」の説明文を修正 「 <u>市全域を対象範囲として、認知症高齢者が行方不明になった場合の対応策など、関係機関と連携し具体的な…</u> 」 ↓ 「 <u>今後、高齢化の進展に伴い、市全域で検討していかななくてはならない認知症支援や移動支援など課題別に</u> 関係機関と連携し具体的な…」

<p>第4章 2-2 認知症になっても 安心して暮らし続 けられる支援</p>	<p>P82</p>	<p>タイトル下の文章4段落目を修正 「65歳未満で発症する若年性認知症*の人は、(中略)仕事との両立など社会的、経済的な面からの特徴を踏まえて、適切な支援について関係機関と連携した活動に取り組みます。」 ↓ 「65歳未満で発症する若年性認知症*の人は、(中略)仕事との両立が課題になることなど社会的、経済的な面からの特徴を踏まえて、適切な支援について関係機関と連携した活動に取り組みます。」</p>
<p>第4章 2-2 認知症になっても 安心して暮らし続 けられる支援</p>	<p>P82</p>	<p>事業等内容の「認知症地域支援推進員の配置」の説明文を修正 「各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、(中略)できるだけ早期に把握できるよう、<u>認知症に関する普及啓発に取り組みます。</u>」 ↓ 「各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、(中略)できるだけ早期に把握できるよう、<u>相談窓口の周知に取り組みます。</u>」</p>
<p>第4章 2-3 重度の要介護状 態になっても安心 して暮らし続けら れる支援</p>	<p>P87</p>	<p>タイトル下の文章2段落目を修正 「医療と介護の関係機関が連携して、切れ目なく<u>医療と介護を提供</u>することで、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができることをめざします。また、実現に向けては、在宅療養を支える各専門職種が、(中略)支援します。」 ↓ 「医療と介護の関係機関が連携して、切れ目なく<u>支援</u>することで、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい生活を<u>人生の最期まで</u>続けることができることをめざします。また、実現に向けては、<u>本人の望む暮らしや医療、ケアについて確認しながら、その思いを尊重して、本人の持つ力を最大限生かすよう支援することが重要です。そのために、在宅療養を支える各専門職種が、(中略)支援します。</u>」</p>
<p>第4章 2-3 重度の要介護状 態になっても安心 して暮らし続けら れる支援</p>	<p>P88</p>	<p>事業等内容の「ACP(人生会議)の普及」の説明文を修正 「本人が望む生活や(中略)共有する機会を持つことができるよう、ACP(人生会議)の普及に努めます。」 ↓ 「本人が望む生活や(中略)共有する機会を持つことができるよう、<u>「知っちょいてノート」の活用等を通して、ACP(人生会議)の普及に努めます。</u>」</p>

<p>第4章 2-4 安心して暮らし続けられるための 権利を守る支援</p>	<p>P89</p>	<p>事業等内容の「成年後見制度の利用促進」の説明文を修正 「中核機関において、出前講座や成年後見セミナーの開催等により、<u>広く市民に成年後見制度に関する普及啓発に取り組めます。</u>」 ↓ 「中核機関において、出前講座や成年後見セミナーの開催等により、<u>市民に後見制度を周知し、制度の利用促進に取り組めます。</u>」</p>
--	------------	---

